

平成25年12月9日

各部署長 殿

環境安全本部長

北 森 武 彦

学生の夜間・休日実験による事故防止について（依頼）

例年12月から3月にかけては、学生等が学位申請の準備等のために夜間や休日に実験・研究に専念するあまり、不規則な生活や疲労の蓄積、睡眠不足等を招き、ケース1から3に示すとおりこれらを原因とする事故や体調不良が発生しています。

学生の実験は教員等の指導の下に行うべきものであり、教員等は学生が行う実験を把握していることが求められます。特に教員等が不在となる夜間や休日に重大な事故が起きた場合、対処が遅れたり、受診医療機関が限定されてしまうおそれがあります。

つきましては、各研究室の教員等に対し下記【学生の夜間・休日の実験について】を周知徹底していただくようお願いいたします。

ケース1 平成24年1月、22時頃、学生が帰宅のため急いで階段を降りる際に滑り、足を複雑骨折。休業3週間。（博士論文の審査会を控え、疲労の蓄積があった。）

ケース2 平成24年12月、13時頃、研究員が研究室会中に意識を失い転倒。病院へ搬送された。休業1日。（研究への集中による疲労やストレスの蓄積があったと思われる。）

ケース3 平成25年2月、22時頃、学生が帰宅途中に急性アルコール中毒のため自転車とともに転倒。脳挫傷、頭蓋骨骨折、鼓膜損傷など。休業1ヵ月。
（論文の作成・発表のため疲労が蓄積した状態で、論文発表が終了した解放感から過度な飲酒を行った。）

記

【学生の夜間・休日の実験について】

- ・夜間や休日の実験を行う必要がないように計画的に実験を進めるよう指導すること。
- ・やむを得ない事情があり、夜間や休日に実験を行う場合は、指導教員等がそれを把握し必要な指導等をした上で行わせること。また、1人での作業は避けること。
- ・睡眠不足や疲労が蓄積した状態で実験をさせないこと。
- ・万が一、事故が発生した場合の緊急連絡体制を確認し周知しておくこと。

【本件担当】

本部環境安全課 瀧澤

内線：21051

E-mail：kankyoanzenka@adm.u-tokyo.ac.jp

年度末の“追い込み”注意 ⚠

学生の実験は原則として教員等の指導のもとに行うべきものです。
やむを得ず夜間休日に実験を行う場合には、

- ・睡眠不足や疲労が蓄積した状態では実験を行わないこと
- ・1人での作業は避けること
- ・万が一、事故が発生した場合の緊急連絡体制を確認すること
を徹底してください。



実際の事故事例①

☑学生が実験中に誤って
アートナイフで親指を深く
刺した。研究発表準備に追
われ焦りや疲労の蓄積が
あった。

実際の事故事例②

☑学生が研究発表中に失神し
転倒、病院へ搬送された。泊り
込み作業により睡眠不足の状
態であった。